

介護基金（18億円）活用した 保険料・利用料減免は可能

3月18日の予算特別委員会は村田晃一・小野実両議員が質問しました。

村田晃一議員の質問要旨は以下の通り。
毎年あまる介護保険予算、
重い経済的負担が最大の原因

- 質問ー介護保険会計について聞く。
介護サービス給付費の13年度決算見込みはどのくらいか。
- 答弁ー最終補正では173億円としたが、168億円くらいか。
- 質問ーもつと下がって160億円もありうると思うがどうか。
- 答弁ー理論的にはありうる。



質問する村田晃一議員

このままでは来年度も予算が
あまる

用料的減免制度の実施なくして、介護サービス給付費が伸びない問題の解決はない。

次に来年度の介護保険会計の規模をどう算定したのか。

- 答弁ー事業計画を策定したときの3年スパンで計算し、かつ、実績ベースで修正し、219億円とした。

○質問ー介護給付サービス費の伸びを反映させるならこんな大きい規模にはならないはずではないか。

- 答弁ー特養、老健施設、在宅サービスともに増えているので適性だと思つ。

○質問ー私も計算してみたが、これは事業計画の3年スパンだけで計算したもので、サービスの伸びを反映させたものではない。介護会計規模は第一号保険料収入から逆算したものだ。そうするとぴった



り219億円になる。そこで聞くが、過大な介護会計規模を当初算定している。
今度も介護会計を補正予算の財源対策にしているのではないか。

- 答弁ーそんなことは考えていません。
○質問ー区長は財源の保留をされた、年間を通じた総合予算と説明しているが、それなら介護給付サービス費の伸びにもとづいた会計規模に変更すべきではないか。

- 答弁ー在宅サービスは適切に伸びている。算定に間違いはない。

○質問ー算定が過大かどうか、今後、答えがでる。

介護基金は区民負担軽減に活用せよ

- 次に介護基金の現在高と原資は何か。
- 答弁ー現在高は18億3600万円。内訳は国の交付金9億円と保険料であ

る。
○質問ーこの基金の活用範囲を例示してもらいたい。
●答弁ー事業計画に基

づいて基本的には在宅サービスのために積み立てるのが原則である。

- 質問ー基金は保険料、利用料の軽減やいわゆる上乗せ、横だし事業に活用できるか。
- 答弁ー理論的には可能です。

○質問ー区長に聞くが、介護サービス給付が伸びないという問題の解決のために、区民生活の実態を見て介護保険の保険料・利用料の軽減策にあてる意志はないか。

- 答弁ー行政がサービスを抑えているとは思っていない。
- 質問ー重い負担が介護サービスを抑えている。区長はわが党の保険料軽減の修正案を真剣に検討せよ。

わかりにくい会計処理には問題がある

次に土地開発公社からの貸付金返還金収入は14年度の土地買戻しによるものか。

- 答弁ー13年度最終補正予算によるものが大半です。

○質問ー13年度の土地買戻しが13年度に歳入されず、14年度に歳入できるのはなぜか。

- 答弁ー年度末ぎりぎりの処理となるため会計処理上、そうなる。

○質問ー繰越処理なしの年度をまたぐ会計処理は避けるべきではないか。

- 答弁ー13年度末に起債を発行し、千住関屋公園の買戻しなどしたが、これが14年度の財源対策として有効に役立てているので問題ない。

○質問ーこうした会計処理は当初予算の透明性を損なう。説明がなければ議会もわからない。区民にはもつとわからない。透明性が確保されていない予算だ。

(つづく)

「日本の生活保護は世界最高水準」(区当局)のウソを暴く

小野実議員の質問要旨は次の通り。

○質問ーはじめに先日、突然に私を名指して坂田(企画部長)さんの主張に私が「だまされた」と発言をしたが、議事録を読んで発言したのか。

●答弁ー議事録は読んでいません。



質問する小野 実議員

○質問ー事実はこちらだ(議事録を読む)あなたの主張(生活保護の法外援護は切ったが、保護費は増やしている)に対して、私は「法外援護を切り捨てた事実」は消せない」とちゃんと発言している。しかも保護費が増えたのは受給者が増えたに過ぎない、いわば自治体の義務として増やしたものだ。一方、切らないで済む中学卒業生に対する自立援助金など法外援護を切り捨てた。その冷たさを追求した質問だった。発言するからにはそのくらいのことを調べてからにしないさい。

「文献忘れた。正確でない」 企画部長

次に「日本の生活保護は世界、例えばアメリカ、ヨーロッパと比較してダントツの最高水準にある」「だから法外援護を切るのは当然」という話ですが、この世界の最高水準という根拠はどこから来たのか。具体的な資料に基づいているのか。

●答弁ー正確な記憶はありませんが、日本の生活保護費は一般世帯の七割で、高いということだった。

○質問ー政府の厚生白書(平成11年版)でも生活保護制度の国際比較があるが日本が最高水準とは言っていない。

国際比較をする場合には多様な形態があり、一概にすべての国を網羅し共通の尺度で分類するのはきわめて困難だとい

点では多くの研究者が一致しているところだがどうか。

●答弁ー確かにその通り完全な比較はできない。私がどの文献で「世界最高水準」と書いてあったか覚えていない。(私の発言は)正確でない。

日本の生活保護水準は高くない

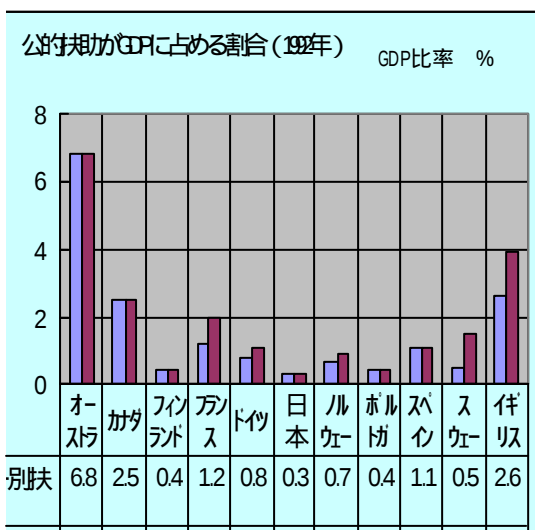
○質問ー私は研究者の間でも緻密さにおいて通用する研究論文を紹介する。

「公的扶助制度の国際比較」OECD 24カ国の中の日本の位置」という論文で、96年のイギリス社会保障省の報告に依拠している。著者は埋橋大阪産業大学教授だが、公的扶助制度の国際比較を 規模水準 受給資格 の三つの切り口から紹介している。

第一の 規模 はその国のGDPに占める割合だと日本はポルトガル・フィンランドなどと低いグループに入っている。しかもこの10年割合が低下している唯一の国が日本だ。(表参照)

第二の 給付水準 では各国の物価水準を反映する購買力平価で計算しているが日本は平均のところに位置している。

第三の 受給資格 だが所得調査、資産調査、ワークテスト(求職活動)の三つの資格要件を比較しているが「所得調査」では日本は厳しく取り扱われている。カナダ、フランス、フィンランド、アメリカは州によってこととなるが、40%の所得控除を認めている。次に「資産」だが申請者の扶養義務を規定しているのはベルギー、ドイツ、日本、スイス、オーストリアの5カ国だけ、「ワークテスト」は各国とも求職活動をしていることが資格条件。ただし、国によって違いがあり、シングルペアレント(ひとり親家庭)の場合、子どもがイギリスは16歳、ノルウェー10歳、オランダ5歳になるまで求職活動



を要求されていない。

このほか厚生

労働省が93年一人あたりの給付費を為替レートでだしているが、これを購買力平価でみると日本は年45.5万円、アメリカ65.7万円、フランス96.1万円となっており、どの数字を見ても、日本が世界のダントツ最高水準となっていないことがわかる。

ところが、これまでの福祉は「救済的」とか「受給者が増えて大変」とか何世紀も前にタイムスリップしたような発言がある。

「お恵み」から「基本的人権」へ

そもそも、生保の増加は小泉内閣による政治の悪さにある。また、「救済」なんて言葉は17世紀の言葉、日本では明治時代の言葉だ。20世紀に入って、国連で「世界人権宣言」が採択され、日本では憲法25条によって、「社会保障は国民の権利であり政府の義務」というそれまでの「お恵み」から基本的人権として確定しているもの。私はこの立場に立ち政治と行政の目的は国民の生活を社会保障を含めて一歩でも前進させることにあると思っている。わが党の予算修正案はこの立場から提案している。福祉部長は「福祉のあり方が変わった」といったが、人権宣言も憲法も変わっていない。変わったのは鈴木区政の考え方が政府の「構造改革」の流れにとびついて「福祉の切り捨て」に変わったただけだ。

生徒への「出席停止」処分は 授業を保障する観点で慎重に

次に教育について聞く、14年度から子どもの「出席停止」処分が可能となったが、子どもの意見表明権はあるのか。

●答弁ー子ども又親の弁明ができるとされている。

○質問ー実施要綱のどこに謳われているのか。

●答弁ー実施要綱10条に謳われているが、「出席停止」は子どもへの懲罰としてではなく、学校の授業を保障するために行うもので、出席停止処分ありきではなく、それ以前に、丁寧な指導、援助があつてしかるべきと考える。

区教委としては慎重に対応したい。

